議第115号

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の給与が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給与の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年下呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表　（略） ２　（略）	（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表　（略） ２　（略）
（勤勉手当） 第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （１）　（略） （２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又	（勤勉手当） 第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （１）　（略） （２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又

改　正　後	改　正　前
は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
２　（略）	２　（略）

（下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。	（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

改　正　後	改　正　前
表　（略）	表　（略）
2　（略）	2　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。	第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
2　（略）	2　（略）

（下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年下呂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当）	（期末手当）
第16条　（略）	第16条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合に	3　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に100分の71.25を乗じて得た額とする。

改　正　後	改　正　前
は100分の73.75を乗じて得た額とする。	
（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
別表第１（第３条関係） 第２号会計年度任用職員給料表	別表第１（第３条関係） 第２号会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

改正後			改正前		
13	222,600	267,600	13	213,100	258,100
14	224,300	268,800	14	214,800	259,300
15	226,000	270,100	15	216,500	260,500
16	227,700	271,300	16	218,200	261,700
17	228,900	272,400	17	219,400	262,800
18	230,500	273,500	18	221,000	263,900
19	232,100	274,600	19	222,600	265,000
20	233,600	275,700	20	224,100	266,100
21	235,100	276,600	21	225,600	267,000
22	236,700	277,600	22	227,200	268,000
23	238,300	278,600	23	228,800	269,000
24	239,900	279,600	24	230,400	270,000
25	241,500	280,600	25	232,000	271,000
26	243,200	281,500	26	233,700	271,900
27	244,500	282,300	27	235,000	272,700
28	245,800	283,200	28	236,300	273,600
29	247,100	284,000	29	237,600	274,400
30	248,200	284,800	30	238,700	275,200
31	249,300	285,700	31	239,800	276,000
32	250,400	286,400	32	240,900	276,700
33	251,500	287,200	33	242,000	277,400
34	252,400	288,000	34	242,900	278,200
35	253,300	288,800	35	243,800	279,000
36	254,300	289,400	36	244,800	279,600
37	255,300	290,100	37	245,800	280,300
38	256,200	290,900	38	246,700	281,100
39	257,100	291,600	39	247,600	281,800
40	257,900	292,300	40	248,400	282,500
41	258,700	293,000	41	249,200	283,200
42	259,300	293,800	42	249,900	283,900
43	259,900	294,500	43	250,500	284,600

改正後			改正前		
44	260,500	295,200	44	251,100	285,300
45	261,100	295,900	45	251,800	286,000
46	261,700	296,600	46	252,400	286,600
47	262,300	297,300	47	253,000	287,300
48	262,900	297,900	48	253,600	287,900
49	263,400	298,600	49	254,100	288,600
50	264,000	299,300	50	254,700	289,200
51	264,600	300,000	51	255,300	289,900
52	265,100	300,700	52	255,800	290,600
53	265,500	301,200	53	256,200	291,100
54	265,900	301,900	54	256,600	291,700
55	266,200	302,500	55	256,900	292,300
56	266,500	303,200	56	257,200	293,000
57	266,800	303,800	57	257,500	293,600
58	267,100	304,400	58	257,800	294,200
59	267,400	305,000	59	258,100	294,800
60	267,700	305,800	60	258,400	295,500
61	268,000	306,400	61	258,700	296,100
62	268,300	306,900	62	259,000	296,700
63	268,600	307,400	63	259,300	297,200
64	268,900	307,800	64	259,600	297,700
65	269,200	308,300	65	259,900	298,200
66	269,500	308,800	66	260,200	298,800
67	269,800	309,200	67	260,500	299,300
68	270,100	309,700	68	260,800	299,900
69	270,400	310,100	69	261,100	300,300
70	270,700	310,600	70	261,400	300,800
71	271,000	311,000	71	261,700	301,300
72	271,300	311,500	72	262,000	301,900
73	271,600	311,900	73	262,300	302,400
74	271,900	312,300	74	262,600	302,800

改正後			改正前		
75	272,200	312,600	75	262,900	303,100
76	272,500	312,900	76	263,200	303,400
77	272,800	313,100	77	263,500	303,600
78	273,100	313,400	78	263,800	303,900
79	273,400	313,600	79	264,100	304,100
80	273,700	313,900	80	264,400	304,400
81	274,000	314,100	81	264,700	304,600
82	274,300	314,300	82	265,000	304,800
83	274,600	314,600	83	265,300	305,100
84	274,900	314,800	84	265,600	305,300
85	275,200	315,100	85	265,900	305,600
86	275,500	315,300	86	266,200	305,800
87	275,800	315,600	87	266,500	306,100
88	276,100	315,900	88	266,800	306,400
89	276,400	316,200	89	267,100	306,700
90	276,700	316,500	90	267,400	307,000
91	277,000	316,800	91	267,700	307,300
92	277,300	317,100	92	268,000	307,600
93	277,600	317,300	93	268,300	307,800
94		317,500	94		308,000
95		317,800	95		308,300
96		318,200	96		308,700
97		318,400	97		308,900
98		318,700	98		309,200
99		319,000	99		309,500
100		319,400	100		309,900
101		319,600	101		310,100
102		319,900	102		310,400
103		320,200	103		310,700
104		320,500	104		311,000
105		320,700	105		311,200

改　正　後			改　正　前		
106		321,000	106		311,500
107		321,300	107		311,800
108		321,600	108		312,100
109		321,800	109		312,300
110		322,100	110		312,600
111		322,500	111		313,000
112		322,800	112		313,300
113		323,000	113		313,500
114		323,200	114		313,700
115		323,500	115		314,000
116		323,900	116		314,400
117		324,100	117		314,600
118		324,300	118		314,800
119		324,600	119		315,100
120		324,900	120		315,400
121		325,200	121		315,700
122		325,400	122		315,900
123		325,700	123		316,200
124		326,000	124		316,500
125		326,300	125		316,800

（下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当）	（期末手当）
第16条　（略）	第16条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とする。	３　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合に

改　正　後	改　正　前
	は100分の73.75を乗じて得た額とする。
（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の第１号会計年度条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例（次項において「改正後の第２号会計年度条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例又は第３条の規定による改正前の下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の給与が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給与の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第１条）

① 令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第１号会計年度任用職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7125	0.5125	0.7125	0.5125
12 月期	0.7375	0.5375	0.7125	0.5125
計	1.450	1.050	1.425	1.025
	2.500		2.450	

（第７条、第７条の２関係）

（２） 下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第２条）

① 令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第１号会計年度任用職員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7250	0.5250	0.7125	0.5125
12 月期	0.7250	0.5250	0.7375	0.5375
計	1.450	1.050	1.450	1.050

	2.500	2.500

（第７条、第７条の２関係）

（３） 下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第３条）

① 令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第２号会計年度任用職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7125	0.5125	0.7125	0.5125
12 月期	0.7375	0.5375	0.7125	0.5125
計	1.450	1.050	1.425	1.025
	2.500		2.450	

（第 16 条、第 19 条関係）

② 第２号会計年度任用職員の給料表を見直します。

（別表第１関係）

（４） 下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第４条）

① 令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第２号会計年度任用職員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7250	0.5250	0.7125	0.5125
12 月期	0.7250	0.5250	0.7375	0.5375
計	1.450	1.050	1.450	1.050
	2.500		2.500	

（第 16 条、第 19 条関係）

（５） この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条、第４条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則第１項関係）

（６） 第１条の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第１号会計年度条例」といいます。）及び第３条の下呂市第２号会計年度任用職員の給

与に関する条例（以下「第２号会計年度条例」といいます。）の規定は、令和８年４月１日から適用します。

（附則第２項関係）

（７） 改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定を適用する場合においては、改正前の第１号会計年度条例又は改正前の第２号会計年度条例の規定により支給された給与は、改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定による給与の内払とみなします。

（附則第３項関係）